

ジオパーク秩父看板に関する基本方針

令和3年9月1日決裁

1、目的

ジオパーク秩父は、令和2年2月10日付け第38回日本ジオパーク委員会審査結果報告書の中で、看板に関するものとして、「解説看板はわかりやすい図やイラストを挿入するなど、本質がわかる内容に改善されたい」との指摘を受けた。これを受け、ここに看板等に関する基本方針を定め、関係者で共有を図り、ビジビリティ（視認性）の向上を目指すことを目的とする。

2、看板種別と管理者

ジオパーク秩父に関する看板については、基本的に以下の種類に区分を行う。

- ①サイトの現地に設置する「解説看板」
- ②ジオパーク秩父拠点施設、駅、道の駅などの観光拠点に設置する「総合看板」
- ③サイトまでの「案内看板」
- ④行政や民間設置の観光案内看板や文化財等の解説看板などの「非ジオパーク看板」

それぞれの看板設置・管理者については事例により秩父まるとジオパーク推進協議会、各市町担当部署含む協議会構成団体、関係する民間施設などがあるが、当基本方針の内容は原則として協議会及び各市町担当部署含む協議会構成団体の責任において設置、管理を行う看板（関連団体との協同事業等を含む）を主に対象とし、民間団体を含む「非ジオパーク看板」の設置・管理者に関しては、必要に応じて情報提供、指導を行うこととする。

3、デザイン・内容方針

(1) 解説看板

①デザイン

- ・背景は緑や茶色を基調とすること。
- ・タイトルはゴシック系の視認性が高いフォントとすること。
- ・タイトル左側へジオパークの各サイトのアイコン（別紙2参照）とサイト種別（ジオサイト、文化歴史サイト、生態サイト、眺望サイト）を掲載すること。
- ・説明文は白、黄色を基本色とすること。
- ・上記事項を押さえつつ、景観に調和したデザインを心掛け、彩度の高い色や蛍光色の多用などは避けること。

②掲載内容

- ・現地で誰でも見ることはできる写真は掲載しないこと。ただし、一時期しかみれない写真（季節写真、古写真）やサイトの拡大写真など、特別なものは採用できるものとする。
- ・イラストや図を多用し、あまり専門用語は用いず、わかりやすい内容とすること。
- ・サイトの学術的内容については、埼玉県立自然の博物館における公式見解を最優先しつつ、

ジオパークの知識がない一般の方にも分かる内容となるよう表現を工夫すること。

- ・証拠に乏しい史実や伝承（昔話）などは、誤解のない範囲、表現にて記載すること。
（例：「～といわれている。」「～と考えられる。」「～と伝わっている。」などの表現）
- ・多言語化対応として英語の説明文を掲載すること。ただし、全ての日本語テキストの対訳を行う必要はないものとする。なお、スペースがある場合はその他言語の掲載も検討すること。
- ・ジオパーク秩父及びJGNロゴを掲載すること。ただし、いずれも使用規程を厳守すること。
- ・公式ホームページの関連ページへアクセスできるQRコードを掲載すること。
- ・甲武信ユネスコエコパークのエリア内（秩父市、小鹿野町）で看板を設置する際（特に核心地域、緩衝地域）については、ロゴマークの掲載などの対応を検討すること。

③設置箇所・形状

- ・災害発生時、看板及び見学者への被害が発生しない場所において、確実に看板が接地面に固定されるよう設置すること。
- ・ジオツアー等で団体が現地を訪問する際、十分な見学スペースをとることができ、かつ安全が確保される場所に設置すること。
- ・看板そのものが景観を阻害する恐れがあるときには、視認性を第一条件とはせず、サイトの魅力を損なうことのない位置、形状、大きさを採用すること。
- ・設置場所の条件により、可能な場合には表裏両面を活用すること。
- ・板面は耐光性、耐水性のある丈夫な材質を採用すること。

④設置後の管理

- ・定期的なサイトのモニタリングの際には解説看板も必ず確認するものとし、汚れや不具合、周辺の雑草の繁茂などがある場合は必要なメンテナンスを行うこと。
- ・研究等が進み、看板記載内容の更新が必要な場合には、可能な限り早めに修正対応（屋外用シール貼付等）を行うこと。

（２）総合看板

- ・基本的に（１）の内容を参照すること。
- ・協議会事務局の主導で設置・管理を行うこと。
- ・ジオパーク秩父の現行方針を踏まえつつ、一般の方の興味関心を引くような内容を心掛けること。
- ・公式ホームページのトップページへアクセスできるQRコードを掲載すること。

（３）案内看板

- ・必要に応じ、現地付近において、サイトへアクセスするための主要な車道沿いに看板を設置すること。
- ・現地へ至る遊歩道等がある際には、その距離に応じて適切な位置に看板を設置すること。

- ・周囲の景観に配慮しながらも、視認性を確保できるデザイン、形状、位置とすること。
- ・定期的なモニタリングの際には案内看板も必ず確認するものとし、汚れや不具合、周辺の雑草の繁茂などがある場合は必要なメンテナンスを行うこと。

4、その他

- ・設置場所の使用について、土地所有者及び管理者に対し必要な手続き等を行うこと。
- ・いずれの団体についても、ジオパークに関する看板を作成する際には、事務局へ事前の情報提供を行い、原稿作成の段階で事務局へ校正依頼をすること。
- ・看板の作例は別紙1を参照のこと。

5、非ジオパーク看板への対応

- ・行政や民間設置の観光案内看板や文化財等の解説看板などの「非ジオパーク看板」について、協議会及び協議会構成団体は、看板の設置・管理者に対して、ジオパーク秩父に関する情報提供を行い、可能な限りジオパークに関する情報の掲載協力依頼を行うものとする。
- ・非ジオパーク看板へジオパークに関する情報を掲載する場合、協議会及び協議会構成団体は、正しい内容が掲載されるよう必要な支援を行う。
- ・具体例として、観光案内看板（地図ベース）の場合、正式なサイト名表記、各サイトのアイコン、公式ロゴ、ジオパーク秩父公式ホームページへのQRコードなどを効果的に用い、ジオパークの情報である旨が伝わる表現になるよう助言を行う。

附 則

（適用期日）

- 1 この基本方針は、令和3年9月1日から適用する。

別紙1 看板事例集

イラストを多用した例、両面を活用した例（取方の大露頭）〈表面〉



イラストを多用したジオストーリー解説看板の例〈裏面〉



鳥瞰イラストを大きく使った広域的な看板の例（長瀬）



季節写真、空中写真、昔の写真、図などを多用した例（三峰口の白川橋）



小さい看板の例（秩父農工高等学校跡（西武秩父駅））



関連団体の協賛、大学の監修を受けて作成した例（皆本沢の礫岩）



複数のサイトを見学できるアクセスマップ付きの看板の例
 (安谷川マンガン採掘坑、明ヶ指のたまご水と大カツラ)



既設の観光看板隣のスペースを活用した例、英語以外の言語（中国語繁体語）を掲載した例
 (札所32番法性寺のお船岩とタフォニ)



観光案内板へジオサイトの位置情報を掲載した例（秩父公園観光案内看板）



ジオサイトの位置情報を掲載済みの看板に、QRコードシールを追加貼付した例（羊山公園）

